

(別紙)

令和3年度 紀勢地区広域消防組合 人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用試験【競争試験】 【令和3年4月1日採用】

職 種	試験区分	受 験 者 数			採 用 者 数		
		男性	女性	計	男性	女性	計
消 防 職	初 級	5 人	0 人	5 人	3 人	0 人	3 人

(2) 退職者数【令和3年度中】

区 分	定年退職	応募認定退職	普通退職等	計
消 防 職	2 人	1 人	0 人	3 人

(3) 職員数【令和3年4月1日現在】

条例定数 (A)	職 員 数 (B)	比 率 (B/A)
92 人	89 人	96.7%

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況【令和3年度一般会計決算】

管内人口 (R3.4.1)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
21,862 人	807,757 千円	20,114 千円	687,221 千円	85.1%

(注) 人件費には、児童手当及び特別職に支給される報酬が含まれています。

(注) 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(2) 職員給与費の状況【令和3年度一般会計決算】

職員数 (A)	給 料	職員手当	期末手当 勤勉手当	計 (B)	一人当たり 給与費 (B/A)
89 人	313,117 千円	67,616 千円	124,741 千円	505,474 千円	5,679 千円

(注) 職員手当には、退職手当、児童手当は含まれていません。

(注) 特別職に支給される報酬は含まれていません。

(3) 職員の初任給の状況【令和3年4月1日現在】

区 分	初 任 給	採用2年経過日給料額
一般行政職員（大学卒）	171,700 円	187,200 円
一般行政職員（短大卒）	160,100 円	170,400 円
一般行政職員（高校卒）	150,600 円	158,900 円

(注) 採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者の初任給と、その者が2年後に受けることとなる給料額について掲げたものである。

(4) 一般行政職員の経験年数別平均給料【令和3年4月1日現在】

経験年数 10年～14年	経験年数 15年～19年	経験年数 20年～24年
217,600 円	267,200 円	301,900 円

(5) 一般行政職員の級別職員数の状況【令和3年4月1日現在】

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	係員	副主任 係員	係長 主査 主任	課長補佐 署長補佐 分署長 出張所長	次長 課長 室長 署長	消防長	
職員数	15 人	7 人	55 人	7 人	4 人	1 人	89 人
構成比	16.8%	7.9%	61.8%	7.9%	4.5%	1.1%	100.0%

(6) 年齢別職員構成の状況【令和3年4月1日現在】

年齢区分	職員数	構成比	年齢区分	職員数	構成比
20歳未満	4 人	4.5%	40～43歳	15 人	16.9%
20～23歳	5 人	5.6%	44～47歳	17 人	19.1%
24～27歳	5 人	5.6%	48～51歳	11 人	12.4%
28～31歳	7 人	7.9%	52～55歳	9 人	10.1%
32～35歳	5 人	5.6%	56～59歳	5 人	5.6%
36～39歳	6 人	6.7%	60歳以上	0 人	0.0%
計				89 人	100.0%

(7) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況【令和3年4月1日現在】

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職員	292,100 円	349,900 円	41 歳

(8) 期末・勤勉手当、退職手当状況【令和3年度一般会計決算】

期末・勤勉手当			退職手当		
支給月	期末手当	勤勉手当	勤続年数	自己都合	応募・定年
6月期	1.275月分	0.950月分	勤続20年	19.66950月分	24.586875月分
12月期	1.275月分	0.950月分	勤続25年	28.03950月分	33.270750月分
計	2.550月分	1.900月分	勤続30年	34.73550月分	40.803750月分
職務の級等による加算措置(5~15%)			勤続35年	39.75750月分	47.709000月分
			最高限度額	47.70900月分	47.709000月分
支給総額	1人当たり支給額	1人当たり支給額(※)			
		自己都合		応募・定年	
124,741千円	1,402千円	0千円		14,706千円	

(※) 退職手当の1人当たり支給額は、令和3年度中の退職者に支給された平均額です。

(9) 管理職員特別勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当状況【令和3年度一般会計決算】

種別		対象職員数	支給総額	1人当たり支給額
管理職員特別勤務手当		5人	75千円	15千円
時間外勤務手当		83人	9,374千円	113千円
夜間勤務手当		67人	12,345千円	184千円
休日勤務手当		67人	12,519千円	187千円
特殊勤務手当	救急救命士手当	22人	1,142千円	52千円
	緊急消防援助隊派遣手当	0人	0千円	0千円

(10) その他の手当【令和3年4月1日現在】

種別	内容、支給単位	
扶養手当	配偶者	6,500円
	子	10,000円(満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後の3月31日までの間にある子については5,000円加算する。)
	その他の扶養親族	6,500円
住居手当	借家・借間居住者	家賃月額に応じて最高28,000円
通勤手当	自動車等使用者	使用距離に応じて最高31,600円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員	消防長40,000円、次長、課長級30,000円、特命監25,000円

(1 1) 特別職の報酬等の状況【令和3年4月1日現在】

区 分	報酬の年額	区 分	報酬の日額
管理者	6,000 円	情報公開・個人情報保護審査 会委員	10,000 円
副管理者	5,000 円		
組合議員	5,000 円	行政不服審査会委員	10,000 円
監査委員（識見を有する者）	15,000 円		
監査委員（組合議員）	5,000 円		

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況【令和3年4月1日現在】

区 分	毎日勤務者	交替制勤務者
勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (7 時間 45 分)	午前 8 時 30 分～翌日午前 8 時 30 分 (15 時間 30 分)
休憩時間	正午～午後 1 時 00 分 (1 時間 00 分)	正午～午後 1 時 00 分 午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分 [仮眠①]午後 8 時 30 分～午前 2 時 00 分 [仮眠②]午前 2 時 00 分～午前 7 時 30 分 (8 時間 30 分)
週休日	土曜日・日曜日	4 週間につき 8 日
休 日	国民の祝日に関する法律（S23 法律第 178 号）に規定する休日 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）	

(2) 休暇の種類【令和3年4月1日現在】

種類	内 容	
年次 休暇	労働基準法第 3 9 条の規定に基づき与えられる有給の休暇です。 1 年につき最高 2 0 日間付与される。（前年からの繰越分：上限 2 0 日間）	
病気 休暇	負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明書等に基づき、療養のため勤務しないことが認められる必要最小限度の期間、その療養に専念させる目的で、設けられた有給（一定期間経過後に俸給が半減される。）の休暇です。	
特別 休暇	結婚、出産その他特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。	
	主な取得事由	休暇日数
	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員、証人等として国会、裁判所等へ出頭する場合	必要と認められる期間

特別 休暇	骨髄移植に伴う検査、入院等する場合	必要と認められる期間
	自発的に報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	暦年において5日の範囲内
	結婚する場合	連続する5日の範囲内
	8週間以内に出産予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの期間
	女性職員が出産した場合	8週間までの期間
	職員の妻が出産する場合	2日の範囲内
	育児に参加する場合	出産予定日の6週間前から出産後8週間までに5日の範囲内
	小学校就業前の子の看護をする場合	暦年において5日の範囲内
	父母の追悼のための特別な行事を行う場合	1日の範囲内
	親族が死亡した場合	連続する「親族関係に応じた日数」の範囲内
	夏季休暇	7月～9月の期間内における5日の範囲内
	地震等の災害により職員の現住居が損壊等した場合	7日の範囲内
	地震等の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
地震等の災害において退勤途上の身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない場合	必要と認められる期間	
介護 休暇	配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。	

(3) 育児休業等取得者数【令和3年度】

項目		取得者数		
		男性	女性	合計
育児休業		0人	-	0人
育児短時間勤務		0人	-	0人
部分休業		0人	-	0人
特別 休暇	配偶者出産休暇	2人		2人
	育児参加休暇	0人		0人
	子の看護休暇	0人	-	0人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

職員の分限処分及び懲戒処分の状況【令和3年度】

分限処分		懲戒処分	
免職	0人	免職	0人
降任	0人	停職	0人
休職	0人	減給	0人
		戒告	0人

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

また、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

地方公務員法が定めるサービス規程
<p>【第32条】 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 職員は、その職務の遂行に当たっては法令、条例等を遵守し、かつ(違法が明白な場合を除き)上司の命令に従わなければならない。</p>
<p>【第33条】 信用失墜行為の禁止 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、勤務時間外、職務外の行為であっても、法令順守義務の違反や特別区の信用を傷つけ、職員の職全体の不名誉となるような行為は禁止されている。</p>
<p>【第34条】 秘密を守る義務 「守秘義務」ともいわれ、秘密とは、一般に知らされていない事実であって、それを一般に知らせることが一定の利益侵害になると客観的に考えられるものを指す。この義務に違反した場合は、懲戒処分に加え、刑罰が科されることがある。</p>
<p>【第35条】 職務に専念する義務 勤務時間中は職務に専念する義務があり職務に関係ないことをしてはならない。この義務は年次有給休暇や研修など、法律または条令に特別の定めがある場合にのみ免除される。</p>
<p>【第36条】 政治的行為の制限 職員の政治的中立性を確保し、かつ、保証することによって、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに、職員が政治的行為を行わなかったことによって不利益な取り扱いを受けないことも保障される。</p>
<p>【第37条】 争議行為等の禁止 憲法第28条は、勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利を保障しているが、公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性に基づき、争議行為が禁止されている。</p>
<p>【第38条】 営利企業等の従事制限 職員が営利企業等に従事することは、職務の公正な執行をさまたげ、職務に専念する義務に悪影響を及ぼすおそれがある。私企業経営、アルバイト等に従事することは、勤務時間の内外を問わず制限されている。申し出によって任命権者の許可を受ければ、営利企業等に従事することができるようになる場合もある。</p>

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況【令和3年度】

(1) 研修等の状況

区 分	研 修 等 の 名 称	受講者数
三重県消防学校	初任科	3人
	警防科（警防課程）	2人
	予防査察科（予防査察課程）	－
	火災調査科（火災調査課程）	5人
	危険物科（危険物課程）	－
	特殊災害科（特殊災害課程）	1人
	救助科（救助課程）	1人
	救急科（救急課程）	3人
	初級幹部科	－
	中級幹部科	2人
	上級幹部科	3人
	特別科（指揮課程）	3人
	特別科（指導救命士課程）	－
	特別科（ビデオ喉頭鏡気管挿管追加講習）	－
	特別科（救急救命士ブラッシュアップ講習）	－
特別科（救急救命士処置拡大教育）	－	
救急救命東京研修所	救急救命士養成教育	－

(2) 勤務成績の評定の概要

紀勢地区広域消防組合職員の人事評価実施規程（平成28年訓令第2号）に基づき実施しています。

項 目	内 容	
目 的	職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービス向上の土台をつくることを目的としている	
評価方法	能力評価	評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価することをいう。
	業績評価	職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価することをいう。
評価期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで	
対 象 者	全職員	

7 職員の福祉及び利益の保護の状況【令和3年度】

(1) 共済組合負担金

地方公務員等共済組合法に基づく三重県市町村職員共済組合に対する負担金)

金額	1人当たりの負担額
104,421 千円	1,173 千円

(2) 安全衛生管理体制

職員の安全と健康を維持し、快適な職場環境の保持と増進を促進するため、紀勢地区広域消防組合職員安全衛生管理規程（平成27年訓令第4号）に基づき、総括安全衛生管理者を組織の長とする安全衛生管理体制を整備しています。

健康診断	受診者数	感染症予防	接種者数
定期健康診断	26 人	インフルエンザ予防接種	89 人
人間ドック	63 人	B型肝炎ワクチン接種	0 人
深夜業務健康診断	75 人	その他ワクチン接種	0 人
ストレスチェック	88 人		

(3) 職員の災害補償

公務災害認定件数								
負 傷				疾 病				合計
自己職務遂行中	出張中	その他	計	公務上の負傷に起因する疾患	職業病	その他公務起因性の明らかな疾病	計	
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

通勤災害認定件数		
出勤途上	退勤途上	合計
0 人	0 人	0 人

地方公務員災害補償法（S42 法律第 121 号）に基づく地方公務員災害補償基金負担金
1,267 千円

8 公平委員会の業務の状況【令和3年度】

勤務条件に関する措置要求件数	不利益処分に関する不服申立ての状況	合計
0 件	0 件	0 件

9 福利厚生事業の状況

当組合は、会員の福利増進はもとより、地方自治の振興に関する意識の向上を図り市町行政の円滑かつ能率的な運営に寄与することを目的として、県内の市町及び一部事務組合等で構成された「三重県市町職員互助会」に加入しています。

(1) 互助会の運営

三重県市町職員互助会は、職員の掛金と加入団体の負担金により運営されています。

- ・職員掛金（個人負担）・・・給料月額の6／100
- ・負担金（公費負担）・・・給料総額の4／100

(2) 互助会負担金及び公費を伴う事業等

年度	負担金	公費を伴う事業	財源内訳
令和3年度 (決算額)	1,253千円	職場研修助成金 メンタルヘルス事業 カウンセリング事業	負担金 100%
		健康づくり補助金	掛金 40%・負担金 60%
		自己実現支援補助金	掛金 60%・負担金 40%
令和4年度 (予算額)	1,305千円	職場研修助成金 メンタルヘルス事業 カウンセリング事業	負担金 100%
		健康づくり補助金	掛金 40%・負担金 60%
		自己実現支援補助金	掛金 60%・負担金 40%